広島市障害を理由とする差別の解消の推進に係る事業者表彰制度[仮称]

資料７

実施要綱〈案〉

　（趣旨）

第１条　この要綱は、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下、「条例」という。）第１９条及び、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（以下、「条例施行規則」という。）第１８条の規定に基づき、広島市障害を理由とする差別の解消の推進に係る事業者表彰制度[仮称]（以下「表彰制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、条例の例による。

　（表彰）

第３条　市長は、第４条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進に係る事業者登録事業[仮称]において登録された事業者のうち、特に障害を理由とする差別の解消の推進に係る取組に顕著な功績があると認められる者を表彰するものとする。

２　前項に規定する表彰は、やむを得ない事情がある場合を除き、障害者基本法第９条に規定する障害者週間に実施するものとする。

（障害を理由とする差別の解消の推進に係る事業者登録事業[仮称]）

第４条　市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に係る事業者登録事業[仮称]（以下、「登録事業」という。）として、次の各号に掲げる取組を実施するものとする。

⑴　障害を理由とする差別の解消の推進に積極的に取り組んでいる事業者の募集及び決定

⑵　前号の規定により決定した事業者（以下「登録事業者」という。）の名称、所在地等の、登録事業者台帳[仮称]（以下「台帳」という。）への登録

⑶　市の広報紙、ホームページその他適当と認める方法による、登録事業者の名称、所在地、その取組内容等についての周知

（登録事業の対象者）

第５条　登録事業の対象となる事業者は、本市の区域内で事業を行う事業者（個人事業者やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人等を含む）のうち、次の各号に掲げる者を除く事業者とする。

　⑴　国、地方公共団体等の行政機関等

　⑵　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法、老人福祉法等に規定する障害者に対する支援、相談等の事業を行う者

⑶　事業者又は事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と関係を有している者

⑷　宗教活動又は政治活動等を行っている者

⑸　重大な法令違反のあった者

⑹　その他市長が必要と認める者

　（登録の要件）

第６条　登録事業者の要件は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

　⑴　障害者に対し、不当な差別的取扱いをしていないこと。

　⑵　障害者に対し、その障害の状況等に応じた社会的障壁を取り除くために必要な、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいること。

　⑶　その他地域共生社会の実現に資する取組を行っていること。

（申請方法等）

第７条　登録事業に登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式１号）を市長に提出しなければならない。

２　申請書の提出時期は、毎年９月１日から１０月３１日とする。

　（申請内容の調査）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて当該申請の内容について、事実確認等の調査を行うものとする。

２　申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

　（登録の決定等）

第９条　市長は、申請書の内容等を確認し、申請者が第６条に規定する登録の要件に該当すると認めるときは、登録証（様式２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、申請書の内容等を確認し、申請者が第６条に規定する要件に該当しないと認めるときは、却下通知書（様式３号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による却下通知を行うときは、必要に応じて申請者に助言等の支援を行うものとする。

　（登録証の掲示）

第１０条　前条第１項の規定による登録証を発行された登録事業者は、可能な限りその事業所、店舗等のわかりやすいところに登録証を掲示するよう努めるものとする。

　（登録の有効期間）

第１１条　第９条第１項の登録証の有効期間は、登録の決定を行った日から２年間とする。

２　市長は、前項の規定による有効期間が満了するまでに、登録事業者に対し、登録の更新の意思を確認し、及び必要に応じて調査を行い、有効期間を延長することができる。

３　市長は、前項の規定による有効期間の延長を行ったときは、新たな登録証を発行するものとする。

　（登録内容の変更等）

第１２条　登録事業者は、登録された内容に変更があったとき、又は登録を辞退しようとするときは、速やかに市長に変更等申請書（様式４号）を提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更等申請書の提出があったときは、台帳を更新するとともに、必要に応じて新たな登録証を発行するものとする。

　（登録事業者への支援）

第１３条　市長は、登録事業者に対し、次の各号に掲げる支援に努めるものとする。

　⑴　障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みに関する情報提供や助言

　⑵　別途定める登録事業のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用したステッカー等の配付

　⑶　シンボルマークの登録事業者の広報物等への使用許可

　⑷　その他障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するために必要な支援

（登録の取り消し）

第１４条　市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

　⑴　第５条に規定する対象者でなくなったとき

　⑵　第６条に規定する登録要件に該当しなくなったとき

　⑶　第１２条に規定する辞退の申出があったとき

　⑷　その他市長が必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定による登録を取り消したときは、取消通知書（様式５号）により登録事業者に通知するものとする。

３　前項の規定による登録の取り消しの通知を受けた事業者は、速やかに登録証を市へ返却するとともに、シンボルマークの使用等を中止しなければならない。

（委任規定）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

　　　附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。